

名古屋市道路標識等維持管理計画



平成27年3月
(令和8年3月更新)

名古屋市 緑政土木局 道路維持課

1. 道路標識等維持管理計画策定の背景と目的

(1) 背景

本市の道路標識は、1988年のデザイン博開催前後から1990年代前半に設置されたものが多く、これらは間もなく設置後50年を迎え、適切な維持管理の重要性が増している。一方で、歳入の減少や資材費、人件費等の上昇に伴い、社会資本の維持管理に費やすことのできる財源は厳しさを増している。

(2) 目的

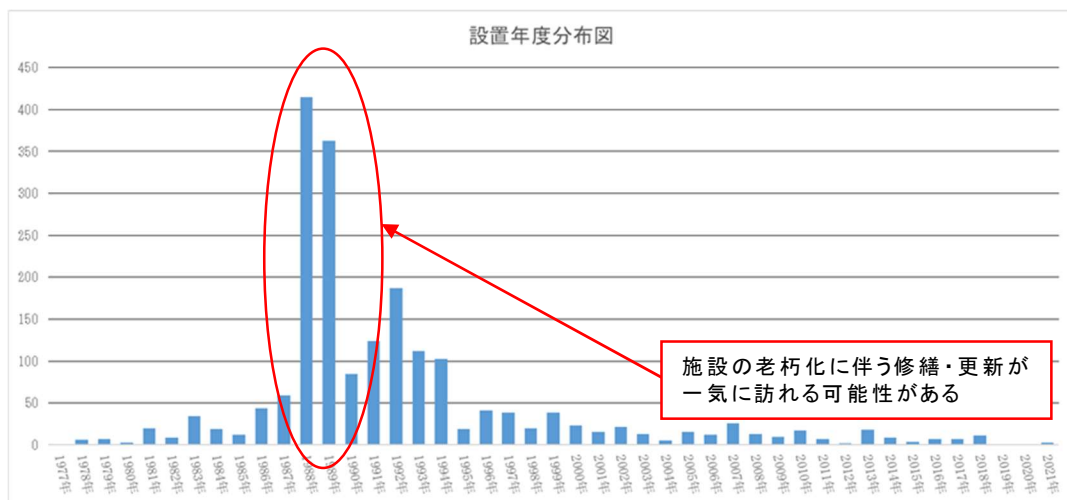
このため、平成27年度に「名古屋市道路標識維持管理計画」を策定し、対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を推進してきたが、新たに令和7年度からの10年間の計画を策定し、適切な維持管理によるインフラ機能の維持・コスト縮減・予算の平準化を図ることを目的とする。

2. 維持管理計画の対象施設

名古屋市緑政土木局が管理する道路附属物のうち、以下に示す大型標識等（美装化柱、道路情報装置を含む）に対し、本計画を適用する。

- 道路標識（門型標識等68基、大型標識等約1,100基、美装化柱：約630基）

各施設の設置年度の分布を下図に示す。



3. 健全度の把握に関する基本的な方針

(1) 健全度の把握

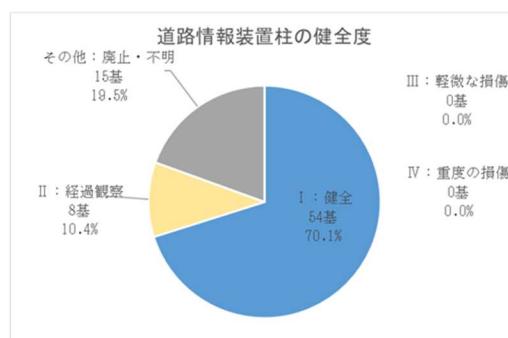
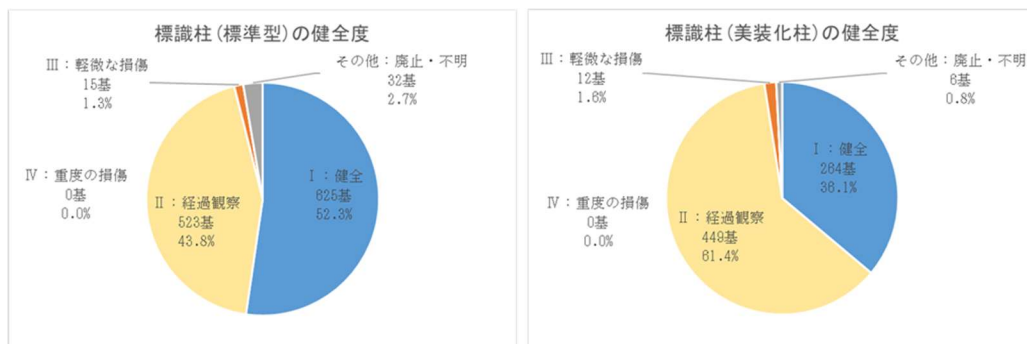
健全度の把握については、「附属物（標識、照明施設等）点検要領 令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課」に基づいて、門型道路標識等は5年に1回、その他の道路標識は10年に1回を目安に定期点検を実施し、道路附属物等の損傷を早期に把握する。

定期点検では、原則下表の4段階で部材単位の健全性の診断と道路附属物の健全性の診断を行う。

なお、本計画の策定にあたっては、令和6年度までに実施された道路標識等の定期点検の結果を踏まえた内容とする。

点検を行った際には、結果に基づき計画を適宜見直すものとする。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

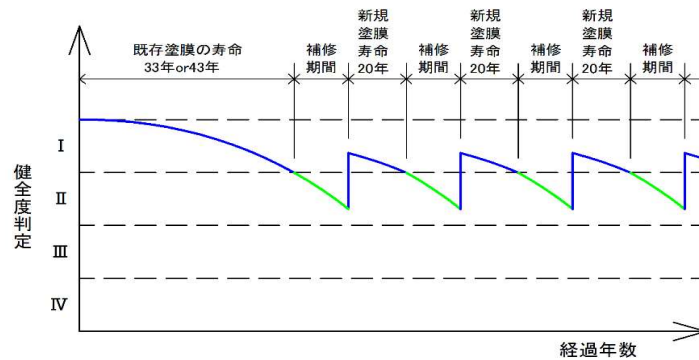


道路標識等の健全度区分の割合

4. 道路標識等の修繕・更新に係る費用の縮減に関する基本的な方針

(1) 予防保全型の維持管理による費用縮減

定期点検により健全度の把握を行い、従来の対症療法型の修繕から予防保全型の修繕へ移行することにより、施設の建替えなどの大規模な修繕を回避し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図る。



予防保全型維持管理による健全度イメージ

塗膜の損傷度判定が「Ⅲ」になる前に塗替塗装を実施し延命化を図る。

(2) 新技術の活用

点検や修繕等において、新技術の活用により、将来の維持管理費用などのコスト縮減や工期短縮など事業の効率化を図る。

NETIS未登録の技術も含め、新技術（工法、材料等）の導入について積極的に導入検討を行い、省力化や効率化を図り、1割程度のコスト削減を目指す。

(3) 施設の撤去・集約

門型標識については、設置位置ごとに案内先等が異なり、それぞれが必要な位置に設置されているため、それらを集約化・撤去することは困難であるが、周辺状況や施設の利用状況の変化があった際には、その都度検討を行う。

美装化柱については、周辺の状況の変化等を踏まえ、必要性を精査し不要なものは撤去を行う。また、信号機や規制標識のみが添架されている施設については、交通管理者と施設の移管について協議を行い管理施設数の削減を図る。

5. 点検計画の策定

(1) 定期点検計画及び点検に要する費用

定期点検は、門型標識（アーチ型、トラス型）が次回点検年度を令和10年度（2028年度）として、以降5年ごとに行い、その他の施設は前回点検年度から10年後に行う計画とした。

定期点検に要する費用は、今後10年間で約5億円となる。

年度	R7	R8	R9	R10	R11
門型標識等				○	
その他の標識	○	○	○	○	○
年度	R12	R13	R14	R15	R16
門型標識等				○	
その他の標識	○	○	○	○	○

6. 修繕計画の策定

(1) 優先順位

本市における優先順位は以下のように定める。

- ① 健全性区分の判定
定期点検による健全性区分の判定結果を優先する。
- ② 社会的影響度等
同一判定区分に複数の道路附属物がある場合は、「社会的影響度」、「周辺環境」、「補修の緊急性」などの観点より補修の優先順位を決定する。
- ③ 劣化予測
塗膜劣化予測時期を経過している施設については、塗替塗装による修繕を実施する。

(2) 計画期間

計画期間は令和7年度から10年間とする。

修繕に要する費用は毎年予防保全型の修繕を行うために必要な額とし、10年間の概算で約2.5億円とする。

また、定期点検実施後は適宜計画を見直すものとする。

(3) 個別施設の状態等

個別施設の状態に応じて、優先順位の高い道路附属物から順に、塗替塗装などの修繕を実施するものとする。

その他の軽微な修繕については、必要に応じて平準化予算内で修繕を実施するものとする。

塗替塗装の仕様については、中・上塗りにふっ素樹脂塗料を使用し、下塗りに変性エポキシ樹脂塗装を基本とする。

各種修繕の時期については、下表を基本に行うものとする。

■塗替塗装

施設	種別	初期塗替塗装時期	次回塗替塗装時期
道路標識	F-1型、F-2型、アーチ型	設置後33年	20年毎
	トラス型、T型、複柱式		
	美装化柱（塗装柱）	設置後43年	

■その他の修繕

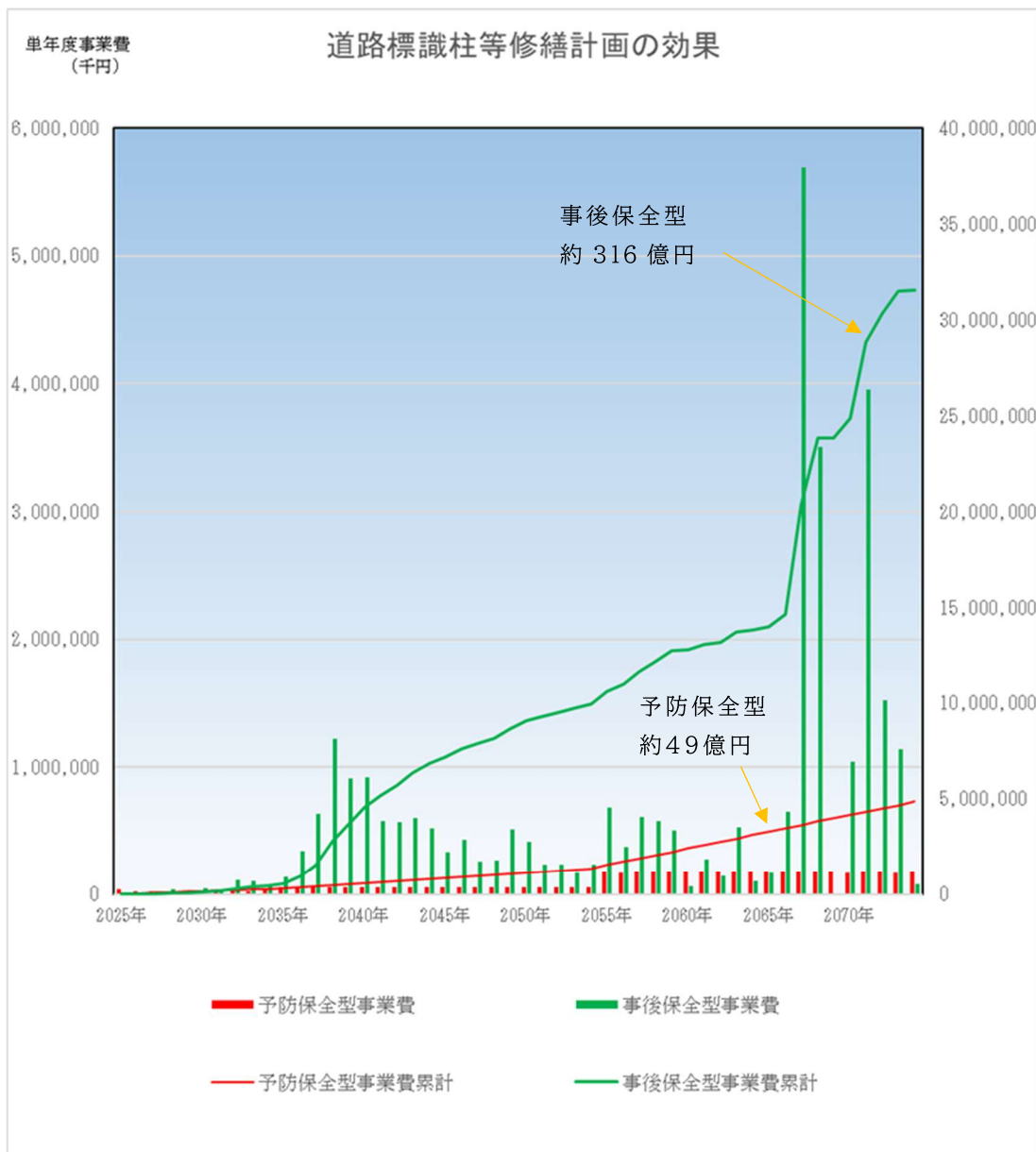
施設	種別	実施時期
全施設	地際水切りコンクリート施工	塗替塗装と同時期を基本
	ボルト交換等	損傷発見後～次回点検時までを基本
道路標識	化粧パネル撤去（美装化柱）	順次撤去

7. 修繕計画による効果

(1) 予防保全型と事後保全型の費用比較

道路標識柱の維持管理を予防保全型で行うと、今後50年間のライフサイクルコストは4,857,681千円必要となり、従来の事後保全型で予測した施設寿命時に更新を行っていくと、31,571,728千円必要となる。

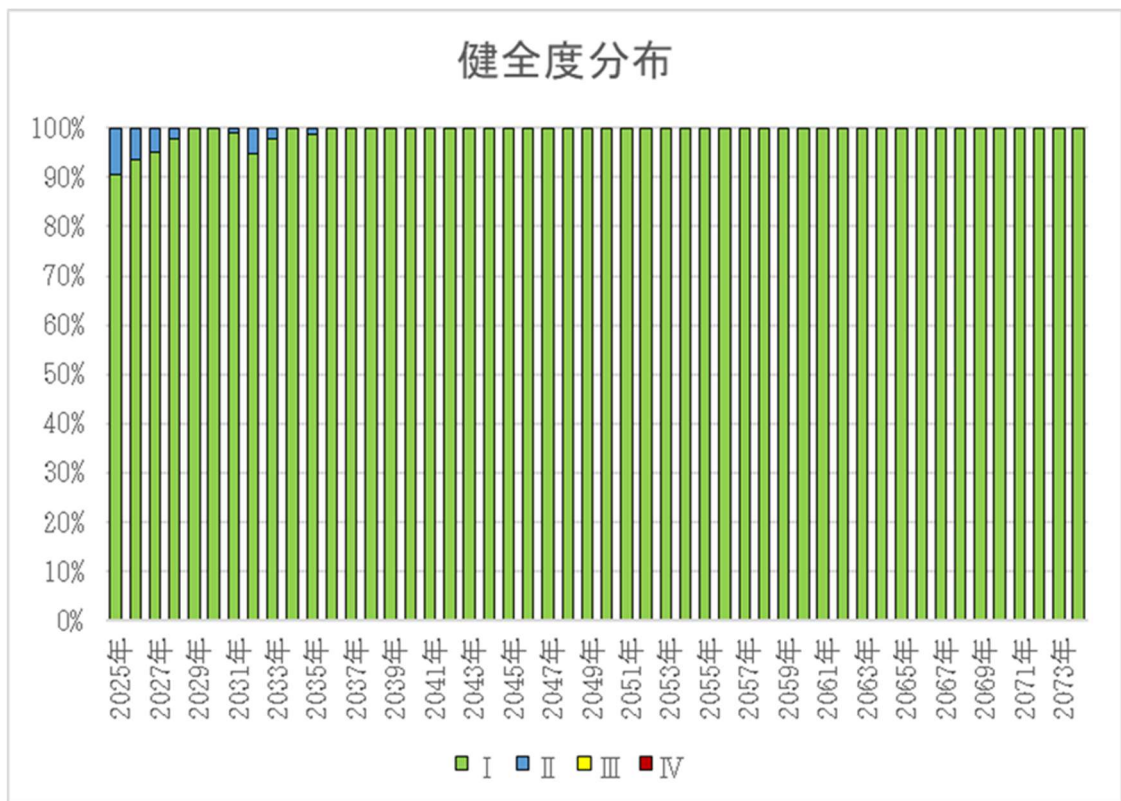
この結果、予防保全型の修繕は、約84.6%のコストカットが期待できる。



(2) 健全度の分布

塗膜寿命経過後も補修を行っていない施設は、健全性が担保されないため、健全性が低下することが予測される。このため、塗膜寿命の経過前に再塗装を行う予定の施設は健全度Ⅰで推移するが、塗装寿命が経過しても再塗装の計画がない施設は健全度Ⅱになると想定して、今後50年間の健全度分布を作成した。

この結果、2035年度までは平準化予算内では再塗装しきれない施設が発生するが、その後塗膜寿命前の再塗装が可能となる。



8. 計画の見直し履歴

- (1) 平成27年3月計画策定
 - ・「名古屋市道路附属物維持管理計画」として、緑政土木局が管理する道路標識及び道路照明灯を対象として維持管理計画を策定
 - ・計画期間は平成27～令和6年度
- (2) 令和2年3月計画見直し
 - ・道路情報装置を計画の対象に追加
 - ・門型標識等について、1巡目の定期点検結果を反映
- (3) 令和4年3月計画見直し
 - ・道路照明等（統合柱、デザイン柱）について、「道路照明の個別施設維持管理計画」見直しに伴い計画内容を移行（本計画より削除）
 - ・上記により、「道路標識等維持管理計画」に計画名を変更
 - ・新技術の活用についての項目を追加
 - ・点検及び修繕計画一覧表の更新
 - ・その他、軽微な語句や数値の見直し
- (4) 令和5年3月計画更新
 - ・点検及び修繕計画一覧表の更新
 - ・その他、軽微な語句や数値の見直し
- (5) 令和8年3月計画更新
 - ・計画年度を令和7～16年度とし、計画を全面的に見直し
 - ・主な見直し項目は、「維持管理計画の対象施設」「新技術の活用」「施設の撤去・集約」「点検計画」「修繕計画」「修繕計画による効果」等

9. 計画策定担当部署

【計画策定担当部署】

名古屋市緑政土木局道路部道路維持課

TEL (052) 972-2856